



長野県内 30 市町村に災害救助法を適用しました

台風第 19 号により、長野県では多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、特別警報が発表されている県内 30 市町村に災害救助法を適用しました。

1 適用市町村

長野市、松本市、上田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、茅野市、佐久市、千曲市、東御市、小海町、川上村、南牧村、北相木村、南相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、長和町、富士見町、麻績村、筑北村、坂城町、小布施町、山ノ内町、木島平村、栄村

2 適用時期

令和元年(2019年)10月12日(土)

しあわせ信州創造プラン(長野県総合5か年計画)推進中

危機管理部危機管理防災課防災係
(課長)柳沢 秀信 (担当)丸林 創
電話 : 026-235-7184 (直通)
026-232-0111 (代表) 内線 5210
FAX : 026-233-4332
E-mail bosai@pref.nagano.lg.jp